

新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が実施する入札及び随意契約の適正な執行を図るために設置する審査会（以下「指名審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務をいう。
- (2) 施設修繕 経費区分が需用費の修繕料で執行される修繕をいう。
- (3) 物品等 物品の購入、物品製造の請負（印刷製本を含む。）、物品の借受け及び役務の調達をいう。
- (4) 入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条に規定する指名競争入札をいう。
- (5) 随意契約 自治令第167条の2第1項第2号から第9号までに規定する随意契約をいう。
- (6) 予定価格 新潟県市町村総合事務組合財務規則（平成16年規則第17号。以下「財務規則」という。）第29条及び第40条の予定価格をいう。ただし、単価契約にあつては、予定支出額（予定価格と予定数量から算出される額をいう。）をいう。
- (7) 執行予定額 予定価格設定前の執行の見込額総額をいう。

(指名審査会)

第3条 前条第1号から第3号までに係る入札等指名業者（次条第1号イ及びウ並びに同条第2号ウ及びエに規定する業者をいう。）の選定等の適正な実施を図るため、組合事務局に指名審査会を置く。

(審議事項)

第4条 指名審査会は、次の事項について、審議するものとする。

- (1) 1件の予定価格又は執行予定額が財務規則第39条各号に規定する金額を超える場合における入札に関する次の事項
 - ア 仕様書（機種選定があるものは機種選定理由を含む。）の審査に関する事項（組合で規格、品質等の決定が行えるものに限る。）
 - イ 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項（予算要求等のための参考見積書を徴する場合を除く。）
 - ウ 指名業者の選定に関する事項
- (2) 1件の予定価格又は執行予定額が財務規則第39条各号に規定する金額を超える場合における随意契約に関する次の事項
 - ア 随意契約理由の審査に関する事項
 - イ 仕様書（機種選定があるものは機種選定理由を含む。）の審査に関する事項（組合で規格、品質等の決定が行えるものに限る。）

ウ 予定価格の算定に当たって参考見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項（予算要求等のための参考見積書を徴する場合を除く。）

エ 契約の相手方を決定するための見積書を徴する場合の業者の選定に関する事項

(3) 自治令第167条の5の2の規定による制限付一般入札を実施する場合における資格の設定及び当該資格の審査に関する事項

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、第2条第1号から第3号までに係る業務を所管する係長（以下「担当係長」という。）が、指名審査会に諮ることを適当と判断した契約に関する第1号アからウまで及び第2号アからエまでに規定する事項

(5) 苦情又は談合情報への対応に関する事項
(組織)

第5条 指名審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものをもって充てる。

(1) 会長 事務局長

(2) 副会長 事務局次長

(3) 委員 課長及び所長代理。ただし、事務局長又は事務局次長が課長を兼務している課にあつては当該課の最も上席の職員とする。

3 指名審査会の定足数は3名以上とする。

(運営)

第6条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるとき又は会議に出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

2 指名審査会の会議は、会長がこれを招集する。

3 委員に事故あるとき又は出席できないときは、当該委員の指定する課長補佐、係長その他指名審査会が認めた者がその職務を代理する。

4 会長は、災害時等指名審査会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、指名審査会を開催しないで契約事務を行うことができる。

5 前項に規定する場合において、指名審査会を開催しないで契約事務を行ったときは、会長は、当該指名審査会をできるだけ速やかに開催し、その旨を報告しなければならない。

(案件担当者の出席)

第7条 指名審査会に審査事項を提出する担当者（以下「案件担当者」という。）は、指名審査会に出席し、審査事項について説明するものとする。

2 会長は、必要があるときは、案件担当者以外の職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(特例事項)

第8条 指名審査会が特に認めたものについては、持ち回りにより審議し、会長の決裁をもって指名審査会の決定とする。この場合において、当該審議の運営

については、指名審査会の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、持ち回りにより審議を行うときは、指名審査会全員の稟議によらなければならない。

(秘密の保持)

- 第9条 法律、政令、条例、規則、要綱、要領等で公開すべき又は公開が可能とされた事項（公開の時期が定められたものはその時期が到来したものに限る。）
以外は、何人も指名審査会の審議内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

- 第10条 指名審査会の事務を処理するため、総務退職課に事務局を置く。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、指名審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会設置要綱（平成21年3月1日施行）は廃止する。